

茨城県立日立北高等学校の部活動に係る活動方針

令和5年4月 1 日

第1「茨城県立日立北高等学校の部活動に係る活動方針」改定の趣旨

○「茨城県立日立北高等学校の部活動に係る活動方針」は、全ての生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、国が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以後、「運動部活動ガイドライン」という。）、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以後、「文化部活動ガイドライン」という。）並びに令和4年12月に改定された「茨城県部活動の運営方針」に則り、今後、持続可能な部活動の在り方について検討するとともに、部活動の運営及び指導に係る体制構築に努めることを趣旨とする。

第2 部活動の基本的な考え

1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

- 生徒の怪我予防、コンディション調整、パフォーマンス向上、心身の健全な育成には、心身の疲労が解消できる十分な休養時間の確保が重要であるとする医・科学的観点を最優先に考慮し、適切な活動計画に基づいて活動する。
- 可能な限り短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 活動計画作成に当たっては、タイムマネジメントの観点、学校生活と家庭での生活のバランスを保つ観点、さらに、教員の長時間労働の縮減に配慮する観点から、活動過多を抑制する方向で見直す。
- 練習試合や大会等の前であっても、心身の健康を保持するために上限の範囲内で活動することを徹底する。

（1）適切な休養日等の設定

・適切な活動時間の設定

平日	休日	週計
2 時間上限	4 時間上限	12 時間上限

※練習試合、大会等で活動時間の上限を超えて活動した場合、休日の場合は休日に振替

※祝日が含まれている週や、平日に大会参加により1日の上限を超えた場合でも週の上限の範囲内となるよう調整

※朝の活動は原則として行わない。大会等の直前かつ、放課後のみの活動では施設等を使用できない場合に限る。実施する場合も、放課後と合わせて1日当たりの上限内とする。

・適切な休養日の設定

平日	休日	週計
原則、平日・休日各1日以上		原則、2日以上

※ 大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合は、他の日に休養日を振替える。休日に活動した場合は、その分を休日に振替える。

※ 長期休業中も同様に対応するとともに、1週間以上の連続した休養期間を設定する。

※公式大会前（2週間前）に、希望生徒がいる場合には週1日でも可

※大会等で土日両日活動 → 休養日を他の休日に振替

（2）学校単位で参加する大会等の見直し

- ・参加する大会等について、活動時間の上限を遵守し適切な休養日を確保できるよう設定。
 - ・校長は、年間計画、毎月の活動計画に加え、活動実績についてホームページで公表する。
- また部顧問は年間計画、毎月の活動計画に加え、活動実績を作成し、校長に提出する。

2 適切な部活動の運営のための体制整備

- 部活動の企画・運営に当たっては、危険を伴う場面を除き、スチューデント・ファースト、プレイヤーズ・ファースト、アスリート・センターの精神に基づき、可能な限り生徒が自ら活動計画等を立案し運営し振り返るサイクルでの運営体制を構築する。
- 勝利至上主義に傾倒した過剰な長時間活動や体罰・暴言・ハラスメント等の、顧問等による不適切な指導や部員間でのいじめ等を根絶する。そのために、校長は、必要な指導や研修を行う。

（1）望ましい運営体制の構築

- ・校長及び部顧問は、生徒・保護者に対し、部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意であることを周知徹底する。校長及び部顧問は、部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう、可能な限り、生徒が自ら活動計画等を立案し、運営・検証し、必要に応じて部顧問に技術指導等を求めるなどの運営体制を構築する。
- ・部活動は任意加入であり、その参加費や旅費等は本来受益者負担が原則であることを踏まえ、校長は、部活動費用の徴収や、中体連・高体連等や関係団体への登録費・大会参加費等への拠出について、全保護者の理解を得るとともに、適切になるよう見直す。
- ・校長は、部活動の参加費や旅費等への生徒会費の拠出の在り方を見直し、部活動未加入生徒やその保護者に十分配慮した仕組みとなるよう、検討する。
- ・部顧問の決定に当たり、校長は、校務の精選を図り、教育課程の着実な実施とそれに付随する業務が効率的・効果的に推進できる組織体制を構築した上で、部活動指導員の配置を勘案し、可能な限り部活動加入生徒が充実した活動ができる体制づくりに配慮する。

・校長は、各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等とおし、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全に活動し、かつ生徒及び部顧問の負担が過度とならないよう、必要な支援と是正指導を行う。

（２）合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

・学校及び各種団体等においては、地域移行を視野に入れながら、特に競技・指導経験がない部顧問に対して、指導に必要な基礎的・基本的な知識の習得や、生徒に対応する部顧問としての資質の向上を期して、必要な研修の機会を設定する。さらに、専門的かつ高度な知識に基づく科学的なトレーニング理論や、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動の指導方法の習得をめざす部顧問に対しても、研修の機会を設ける。

・学校は、教育委員会や各種団体等が行う部顧問対象の研修、部活動指導員の募集・研修等に協力する。

・運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医及びアスレティックトレーナーを含む有資格者等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

・文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・芸術・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト（燃え尽き症候群）することなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

・校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討すること。特に、暑さ指数(WBGT)が 31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わない。

・校長は、高温や多湿時においては、大会や練習試合等、練習について、延期や見直し、中止等、柔軟な対応を行う。やむを得ない事情により開催する場合は、参加生徒の体調の確認（睡眠や朝食の摂取状況）、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦・観覧者の服装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合は、早期の水分・塩分の補給や 体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

・校長及び部顧問は、部活動における、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検

や活動における安全対策等）及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

（３）方針・計画・実績の公表と検証

・校長は、学校方針・年間活動計画、月間活動計画・月間活動実績を学校ホームページへ掲載し公表する。

３ 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

○ 部活動には、競技志向やレクリエーション志向のほか、体を動かしたい、様々なスポーツを体験したい、文化・芸術を楽しみたい、自主的に運営を経験したいなど様々なニーズのある生徒が混在し、一つの学校内でそれら活動種目や志向など一人一人のニーズを満たすことは難しい。また、学びやキャリア形成につながる部活動以外における探究的な活動など、授業以外での生徒のニーズも多様化しており、これらに柔軟に応える体制を社会全体で整備することが必要である。

○ 多様化する生徒の活動ニーズに応えるため、学校においては、活動日を減じるなどして、部活動以外の様々な活動にも参加できるよう対策を講じることが望ましい。その際、既存の部活動以外に、生徒の多様な志向に応じた活動ができる場が地域等に設定されるよう働きかけるとともに、学校内の生徒が互いの志向が多様であることを認め合えるように理解を促す必要がある。

（１）生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

・校長及び部顧問は、活動日数や活動時間を不断に見直し、生徒が希望すれば、特定の種目等だけでなく、科学を含む他の分野の部活動や、地域での活動も含めて様々な活動を同時に経験できるようにする。

・校長及び部顧問は、運動が苦手な生徒や障害のある生徒も参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

・校長及び部顧問は、地域の特別支援学校等との合同練習を実施するなど連携を図る。

（２）地域移行の推進

・各学校において、生徒が個々のニーズに応じてスポーツ・文化芸術活動を行うことのできる環境と、教員が学習や生活・進路面等で生徒と向き合うなどの本務に専念できる環境を整備するため、令和５年度から、部活動を休日から段階的に地域移行する。

・教育委員会及び校長は、活動日を減じるなどにより、生徒が部活動以外の様々な活動にも参加できるよう対策を講じる。併せて、既存の部活動以外に、学校の設置者や地域のス

スポーツ・文化芸術活動関係団体との連携を強化し、生徒の多様な志向に応じた活動ができる場を地域等に設定するよう働きかける。

・校長及び部顧問は、部活動以外の活動に生徒が参加するに当たっては、生徒が互いの志向が多様であることを認め合えるよう、生徒・保護者に対して理解を促す。

・学校は、地域クラブ活動やその指導者の資質向上に係る研修等の取組をはじめ、地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体が主催する事業に、可能な範囲で協力する。

4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

○ 教員の時間外在校等時間縮減とあわせ、部活動数の精選・適正化を進め、生徒の安全を確保した上で、複数顧問交代により単独で指導する原則を徹底する。

○ 部活動指導は、勤務を要しない休日等を含め、必ずしも教員が携わる必要のない業務であること等の理由により、教員を複数配置できない場合においては、部活動指導員の活用が望ましい。ただし、部活動指導員の確保には限度があるため、拠点校・合同部活動等を含めた地域移行を推進する必要がある。

○ 部活動指導員の採用に当たっては、日本スポーツ協会等による有資格者であることを要件とすることや、資質の向上を図るための研修を実施する。また、部活動指導員が配置されている場合は、大会引率に当たって、可能な限りこれを活用する。

（１）複数顧問制の推進等

・校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動が運営できるよう、部活動数を精選するとともに、複数顧問交代による単独指導の原則を徹底する。

・校長及び部顧問は、「第 2 1 - （１）適切な休養日等の設定」で示した休養日の振替を徹底する。

・高校において、校長の判断により、公式大会等を控えた 2 週間前からの休日に連続して活動を行う特例の場合、複数顧問交代による単独指導を徹底した上で、大会後の休日に休養日を振替える。

（２）大会等の運営や役員業務の見直し等

・高体連等は、大会等の運営について、競技団体や保護者等の人材の確保へ向け、広く働きかけ、教員によらない体制を構築すること。

・校長は、茨城県高等学校体育連盟、茨城県高等学校野球連盟及び茨城県高等学校文化連盟等県内の文化部活動に関わる組織が定める上記の各学校の部活動が参加する大会等の数の上限の日安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。